

盛岡広域振興局長告示第1号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第16条第1項の規定に基づく市町村道の改築に関する工事を次のとおり開始する。

令和4年1月4日

盛岡広域振興局長 高橋達也

- 1 市町村道の路線名 2級市道枕沢線
- 2 工事区間 八幡平市平館第15地割地内から第4地割地内まで
- 3 工事の種類 道路改築工事
- 4 工事開始の日 令和4年1月5日